

グリーンセンターだより

第4号



【ごみ搬入】休日等（土曜日、第2日曜日、祝日、年末）の直接搬入には事前予約が必要です！



発火、火災が発生しています！

モバイルバッテリー・ライターなどの危険物は正しく分別しましょう！

～ごみ収集車や処理施設での火災事故防止にご協力ください～

全国で、ごみ収集車やごみ処理施設において、モバイルバッテリーやリチウムイオン電池、ライター、スプレー缶などが原因となる**発火、火災**が相次いでいます。

さが西部グリーンセンター（ごみ処理施設）内でも、これらの危険物が原因と思われる**火災（ぼや）**が頻繁に発生しています。

さらに、当組合管内でも、モバイルバッテリーの誤った排出方法が原因とみられる**ごみ収集車での発火事故**が発生しています。

これらの危険物が「もえるごみ」や「粗大ごみ」に混入すると、ごみを圧縮・破砕する際の衝撃により**発火・爆発**し、収集車や処理施設の火災、設備の損傷、収集の遅延、作業員の負傷など**重大な事故**につながる恐れがあります。



特に注意！

モバイルバッテリー・スマホ
リチウムイオン電池などの充電機

ハンディファン・電子たばこ・
バッテリー式小型家電など
充電機を使用した製品

原因となる火災事故が多発しています！排出時にご注意ください。

ライター

スプレー缶

カセットボンベ

携行缶

中身を使い切って空にして出しましょう



一人ひとりの適正な分別が、火災事故を防ぎ、安全で安定したごみ処理につながります。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

排出する際のお願い



ライター・スプレー缶・カセットボンベは**必ず中身を使い切って**排出してください。



乾・充電電池を使用した製品は、可能な限り**乾・充電電池を取り外して**排出してください。



取り外した乾・充電電池は、お住まいの市町が設置している**回収ボックス**や**回収窓口**をご利用ください。



処理していない**危険物**は、「もえるごみ」「もえないごみ」に混ぜず、**市町のルールに従って**排出してください。

市町ごとに排出方法が異なります

ライター、スプレー缶、充電機（リチウムイオン電池等）を使用した製品などの排出方法は、市町によって分別区分や回収方法が異なります。

伊万里市

武雄市

鹿島市

嬉野市

有田町

大町町

江北町

白石町

太良町

お住まいの市町の分別ルールをご確認のうえ、**正しい方法で排出してください。**

詳しい排出方法は、こちらをご確認ください！

さが西部グリーンセンターホームページ

「**爆発・火災発生の恐れがあるもの（各市町の排出方法）**」

各市町ごとの詳しい排出方法を掲載しています。



スマホから簡単にチェック！

他人ごみ・無許可の 一般廃棄物の搬入は 法律違反です!

ルールを守って、きれいなまちと未来の環境を守りましょう。



⚠ 違反すると罰せられます

5年以下の拘禁刑もしくは
1,000万円以下の罰金、または
その両方が科せられます。

※法人には、さらに重い罰金が科される場合があります。
(廃棄物処理法第25条、第32条)

1 他人のごみを持ち込む行為は 原則禁止です!

一般廃棄物の処理施設へごみを持ち込めるのは、
そのごみを排出した本人またはその家族に限られます。
業(定期的)で他人ごみを持ち込むことはできません。

例えば...



知人や親せきのごみを
代わりに何回も持ち込む

※3親等以内は条件付で可



会社やお店のごみを
個人が持ち込む

※事業系ごみの持ち込みには制限があり、
手数料も異なります。

他人のごみを持ち込むと法律違反となることがあります。

2 許可のない業者にごみの 収集運搬・処分を依頼することは 禁止です!

一般廃棄物の収集運搬・処分は、市町の許可を
受けた業者でなければ行うことができません。
許可のない業者に依頼したり、依頼を受けたりすることは、
法律違反となります。

例えば...

リフォームや片付けのときに...



リフォームなどの工事で発生したごみ
(畳・建材・建具・木くずなど)は、
建設業者に処分を依頼して持ち込む
ことはできません。(DIYは可)

格安・無料回収の業者に...



チラシ・インターネット広告・SNSなどで
「格安」「無料」「なんでもOK」と宣伝する
業者に依頼することはできません。

ごみの処理は、必ず市町の許可を受けた業者に依頼しましょう。



家庭ごみは
決められた方法で

ごみの分別や収集日、出し方は
お住まいの市町のルールに
従いましょう。



事業系ごみは
適正に処理を

会社やお店などの事業活動に伴って
出たごみは、事業者が自らの責任で
適正に処理する必要があります。



不明な点は
市町に相談を

ごみの出し方や業者の許可について
分からないときは、
市町の担当窓口へご相談ください。



ルールを守って、地域の環境を守りましょう。

不法投棄や違法な処理は、地域の環境を悪化させるだけでなく、
私たちの生活にも悪影響を及ぼします。



お問い合わせ先

佐賀県西部広域環境組合 (さが西部クリーンセンター)

〒849-5263 佐賀県伊万里市松浦町山形5092-4

☎ 0955-26-2353

組合ホームページは
こちらから ▶



組合の決算状況と主な事業内容

はこちらから ▶

令和7年度の決算状況や
主な事業内容を掲載しています。

